

3. 騒音

(1) 騒音公害の概要

「やかましい音」、「好ましくない音」の総称を騒音といますが、それが好ましいか、好ましくないかは、それを聞く人の主観的、感覚的な判断によります。とはいえ、大多数の人に好ましくない音は現に存在しており、中でも事業活動、その他、人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる騒音で、人の健康または生活環境に被害を与えるものがあります。

騒音の内容としては、工場等を発生源とするものから、建設作業騒音、自動車騒音、深夜営業騒音、宣伝放送による騒音、近隣生活騒音など、実に幅が広いのが実情です。

平成26年度は、一般地域3ポイント、道路に面する地域1ポイントについて環境騒音測定を実施しました。騒音に関する苦情はありませんでしたが、静穏な住居環境を保全するためには市民一人ひとりが近隣騒音の防止に留意するなどの心がけが大切になっていると思われまます。

(2) 環境騒音の状況

①一般地域(道路に面する地域以外の地域)

一般地域として、市内3地点で測定を実施しました。その結果、3地点とも環境基準を達成していました。

環境基準の達成状況

(単位：dB)

測定地点	測定結果 (等価騒音レベル)	環境基準 達成状況	類型	環境基準 (6時～22時)	備考
一色公園	43.4	○	B	55以下	昼間(6時～22時) の時間帯について 測定・評価
市役所北分室	47.6	○	C	60以下	
大平クラブ	41.8	○	A	55以下	

※ A類型地域：専ら住居の用に供される地域
B類型地域：主として住居の用に供される地域
C類型地域：住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

②道路に面する地域

道路に面する地域における環境騒音については、岐阜県は平成17年度より点的評価(※1)から面的評価(※2)にて測定結果の評価を行っています。また、測定箇所は以前、市で2地点を選定し測定していましたが、内1地点を県が測定することとなったため、平成17年度からは市が1地点を測定しています。

市の測定地点の測定結果は環境基準を達成していました。

※1 点的評価：地域を代表する地点の発生源(自動車)からの騒音測定結果を環境基準と比較して環境基準達成率を求める方法

※2 面的評価：自動車騒音の減衰(発生源(自動車)からの距離、遮蔽物の有無、垂直距離、低騒音舗装等の道路構造等)を考慮し、沿道50mの範囲の各戸の騒音(推計値)を求め、環境基準と比較して、その達成率を求める方法

環境基準の達成状況

(単位：dB)

測定地点	測定結果（等価騒音レベル）		環境基準 達成状況	類型	環境基準	
	昼間(6時～22時)	夜間(22時～6時)			昼間(6時～22時)	夜間(22時～6時)
国道19号落合地内 下落合交差点と沖田 交差点の間	69	67	○	C	75以下	70以下

騒音に係る環境基準

《一般地域》

(単位：dB)

地域類型	該当地域	時間の区分	
		昼間 午前6時～午後10時	夜間 午後10時～午前6時
AA	医療施設が設置され地域などの静穏を要する 地域（中津川市は該当なし）	50以下	40以下
A及びB	騒音規制法の区域の区分のうち第一種地域と 第二種地域	55以下	45以下
C	騒音規制法の区域の区分のうち第三種地域と 第四種地域	60以下	50以下

《道路に面する地域》

(単位：dB)

地域の区分	時間の区分	
	昼間 午前6時～午後10時	夜間 午後10時～午前6時
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60以下	55以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下

※ 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう

《幹線交通を担う道路に近接する空間》

(単位：dB)

基準値	
昼間（午前6時～午後10時）	夜間（午後10時～午前6時）
70以下	65以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）に よることができる。	

※「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。

ア 道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。）

イ 前項に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路

(3) 騒音に係る特定工場等

工場等の事業活動に伴って発生する騒音を防止するため、騒音から人の健康を保護し生活環境を保全する必要がある地域が指定され、この騒音指定地域内にある特定施設を有する工場等（特定工場等）について、騒音規制法及び岐阜県公害防止条例に基づき規制を行っています。

騒音に係る特定工場等の届出状況

平成27年3月末現在

施設の種類	法令等	騒音規制法		県公害防止条例	
		特定工場等数	施設数	特定工場等数	施設数
金属加工機械		67	1069	4	50
空気圧縮機等		110	935	6	27
土石用破砕機等		25	81	—	—
建設用資材製造機械		10	15	—	—
木材加工機械		121	373	—	—
抄紙機		4	15	—	—
印刷機械		5	17	—	—
合成樹脂用射出成形機		14	162	—	—
鋳造型機		—	—	—	—
研磨機		—	—	1	8
撚糸機		—	—	1	5
紙工機械		—	—	1	1
合成樹脂用粉砕機		—	—	7	35
高速切断機		—	—	8	100
走行クレーン		—	—	96	586
クーリングタワー		—	—	36	164
冷凍機		—	—	30	187
	計	356	2,667	188	1141

特定工場に係る騒音の規制基準

(単位：dB)

時間の区分 地域の区分	昼間	朝夕	夜間	該当地域
	午前8時～ 午後7時	午前6時～午前8時 午後7時～午後11時	午後11時～ 午前6時	
第1種区域	50	45	40	良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保全を必要とする区域
第2種区域	60	50	45	住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
第3種区域	65	60	50	住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域
第4種区域	70	65	60	主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域

(4) 騒音に係る建設作業

建設作業は、一時的または短期的で終了するものがほとんどです。しかし、作業場所は限定されており、他所で作業するわけにはいかないため、住居の立ち並ぶ場所等では騒音問題が発生しやすくなっています。

このような騒音を防止するため、工場等騒音と同様、騒音規制法により住民の生活環境を保全する必要がある地域が指定され、この地域内で実施されるくい打ち機等を使用する作業など8種類の建設作業について規制を行っています。

平成26年度の騒音に係る特定建設作業の届出は、17件ありました。

騒音に係る特定建設作業届出状況（平成26年度）

作業の種類	届出件数
くい打機等を使用する作業	0
びょう打機を使用する作業	0
さく岩機を使用する作業	3
空気圧縮機を使用する作業	1
コンクリートプラント等を設けて行う作業	0
バックホウを使用する作業	13
トラクターショベルを使用する作業	0
ブルドーザーを使用する作業	0
計	17

特定建設作業に係る騒音の規制基準

区分	基準値 (dB)	作業ができない時間	一日当たりの 作業時間	同一場所 における作業期間	日曜日に おける作業
第1号区域	85	午後7時～午前7時	10時間以内	連続6日	禁止
第2号区域	85	午後10時～午前6時	14時間以内	連続6日	禁止

注1) 第1号区域：①騒音規制法の規制区域区分が第1種、第2種及び第3種区域である地域

②騒音規制法の規制区域区分が第4種区域のうち、学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80mの区域内

第2号区域：騒音規制法の第4種区域のうち、前第1号区域以外の区域

注2) 基準値は特定建設作業の場所の敷地の境界線での値

(5) 騒音の防止対策

①自動車騒音

中央自動車道の騒音苦情に対応し、中央自動車道の東濃沿線5市で構成する「中央自動車道環境対策連絡協議会」を通じ、中日本高速道路(株)多治見保全サービスセンターへ遮音壁の設置要望等を行います。また、同社の飯田保全サービスセンターに対しても中津川市単独で遮音壁の設置要望等を行います。

平成26年度は、騒音測定の結果、測定値が基準に達する地点はなく、遮音壁の要望は実施できませんでした。

②騒音に係る特定工場等及び特定建設作業

工場等騒音及び特定建設作業騒音に関しては、規制基準の遵守及び防音対策等の状況について立入検査により確認、指導等を行うとともに、市環境保全条例に基づき公害防止管理者等の設置が義務付けられた工場等に対し騒音測定結果の報告を求め、その確認と指導を行いました。

また、特定工場等及び特定建設作業に関しては、「騒音規制法」及び「岐阜県公害防止条例」に基づく届出の段階で騒音防止に関する指導を行いました。

環境ミニコラム

騒音振動法・振動規制法・悪臭防止法に基づく規制地域の指定等について

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第2次一括法）」が平成23年8月26日に成立し、これまで都道府県が行っていた騒音・振動・悪臭に係る規制地域の指定等の事務が、平成24年4月1日から市へ権限移譲されることとなりました。

これを受け、中津川市では規制地域等の指定等の告示を行いました（告示日：平成24年3月30日。施行日：平成24年4月1日。）。なお、規制基準及び規制地域については、岐阜県の指定をそのまま引き継ぎました。

	中津川市告示 (平成24年4月1日施行)	岐阜県告示 (旧規制内容)
騒音	騒音に係る環境基準の地域類型の指定 (平成24年中津川市告示第18号)	騒音に係る環境基準の地域類型の指定 (昭和52年岐阜県告示第57号)
	騒音規制法に基づく騒音の規制地域の指定及び特定工場等において発生する騒音の規制基準の設定 (平成24年中津川市告示第19号)	騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準(昭和44年岐阜県告示第486号)、特定工場等に係る騒音の規制基準の告示の区分指定(昭和44年岐阜県告示第484号)
	特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する区域の指定 (平成24年中津川市告示第20号)	特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準による区域の指定 (昭和47年岐阜県告示第218号)
	自動車騒音の限度に係る指定地域内における区域の区分の指定 (平成24年中津川市告示第21号)	騒音規制法に基づく騒音の規制基準に定める区域区分の指定 (平成12年岐阜県告示第259号)
振動	振動規制法に基づく振動の規制地域の指定及び特定工場等において発生する振動の規制基準の設定 (平成24年中津川市告示第22号)	振動規制法に基づく規制地域の指定(昭和53年岐阜県告示第153号)、振動規制法に基づく振動の規制基準(昭和53年岐阜県告示第154号)
	特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する区域の指定 (平成24年中津川市告示第23号)	振動規制法施行規則別表第1付表第1号の規定による区域の指定 (昭和53年岐阜県告示第155号)
	自動車振動に基づく振動の規制基準に定める区域の区分の指定 (平成24年中津川市告示第24号)	振動規制法施行規則別表第2備考1の規定による区域及び同表備考2の規定による時間の指定 (昭和53年岐阜県告示第156号)
悪臭	悪臭防止法に基づく悪臭物質の排出規制地域の指定及び悪臭物質の規制基準の設定 (平成24年中津川市告示第25号)	悪臭物質の排出を規制する地域の指定(昭和47年岐阜県告示第1012号)、悪臭物質の規制基準(昭和47年岐阜県告示第1013号)

※告示文書は、本書「資料編」にてご参照ください。

4. 振動

(1) 振動公害の概要

振動公害は騒音公害と類似した特性があり、その及ぶ範囲も一般に発生源周辺に限られます。また、振動と騒音は同一の発生源から同時に発生することが多いです。

(2) 振動に係る特定工場等

騒音と同様に、工場等の事業活動に伴って発生する振動を防止するため、振動から人の健康を保護し生活環境を保全する必要がある地域が指定され、この指定地域内にある特定施設を有する工場等について、振動規制法に基づき規制を行っています。

振動に係る特定工場等の届出状況

平成27年3月末現在

施設の種類	法令等	振動規制法	
		特定工場等数	施設数
金属加工機械		64	1,202
圧縮機等		79	540
土石用破砕機等		19	73
コンクリートブロックマシン等		6	31
木材加工機械		6	8
印刷機械		1	7
ロール機		4	7
合成樹脂用射出成形機		13	198
計		192	2,066

特定工場等に係る振動基準

(単位：dB)

地域の区分	時間の区分	昼間	夜間
		午前8時～午後7時	午後7時～午前8時
第1種区域		60	55
第2種区域		65	60

注) 第1種区域：騒音規制法の第1種、第2種区域
第2種区域：騒音規制法の第3種、第4種区域

(3) 振動に係る建設作業

建設作業に伴い発生する振動については、工事の規模や建設機械の大型化などにより影響範囲が広がってきています。建設作業は一般に短期間で完了することが多いですが、騒音と異なり建物等に被害が残ることがあるため問題が生じやすくなっています。

この振動を防止するため、振動規制法により住民の生活環境を保全する必要がある地域が指定され、この地域内で実施されるくい打機等を使用する作業など4種類の建設作業について規制を行っています。

平成26年度における市内での振動にかかる特定建設作業の届出は下表のとおり11件ありました。

振動に係る特定建設作業届出状況（平成26年度）

作業の種類	届出件数
くい打機等を使用する作業	0
鋼球を使用して破壊する作業	0
舗装版破砕機を使用する作業	1
ブレーカーを使用する作業	10
計	11

特定建設作業に係る振動の規制基準

区分	基準値 (dB)	作業ができない時間	一日当たりの作業時間	同一場所における作業期間	日曜日に おける作業
第1号区域	75	午後7時～午前7時	10時間以内	連続6日	禁止
第2号区域	75	午後10時～午前6時	14時間以内	連続6日	禁止

注1) 第1号区域：①騒音規制法の規制区域区分が第1種、第2種及び第3種区域である地域

②騒音規制法の規制区域区分が第4種区域のうち、学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80mの区域内

第2号区域：騒音規制法の第4種区域のうち、前第1号区域以外の区域

注2) 基準値は特定建設作業の場所の敷地の境界線での値

(4) 振動の防止対策

特定工場等及び特定建設作業に関しては振動規制法に基づく届出の段階で振動防止に関する指導を行いました。

5. 悪臭

(1) 悪臭公害の概要

悪臭の判断は人の感覚により直接感知されますが、人の嗅覚には著しい個人差があります。また、工場をはじめ、商店・飲食店・家庭生活等、実に多種多様な臭いが発生しているとともに、悪臭のほとんどが低濃度の複合臭であるため、規制・対応が非常に難しい状況です。

(2) 悪臭苦情

悪臭苦情の発生源は実に多種多様に渡っています。また、工場・農地・畜産・住宅の混在する地域が増え、今後苦情が増加していくことが考えられます。その反面、原因不明の場合や、規制の対象外の場合、または規制物質であっても規制の基準値内であっても苦情が発生する場合など、対策が非常に難しくなっています。

(3) 悪臭の規制

市が告示した「悪臭物質の規制基準」において、工場その他の事業場の事業活動に伴って発生する悪臭物質の規制基準が設定されています。住民の生活環境を保全するため、規制地域が指定されており、中津川市は全域がこの指定地域となっています。

悪臭物質の規制基準

(単位：ppm)

特定悪臭物質	規制基準値	においの特徴
アンモニア	1	し尿のようなにおい
メチルメルカプタン	0.002	腐ったタマネギのようなにおい
硫化水素	0.02	腐った卵のようなにおい
硫化メチル	0.01	腐ったキャベツのようなにおい
二硫化メチル	0.009	腐ったキャベツのようなにおい
トリメチルアミン	0.005	腐った魚のようなにおい
アセトアルデヒド	0.05	刺激的な青ぐさいにおい
スチレン	0.4	都市ガスのようなにおい
プロピオン酸	0.03	刺激的な酸っぱいにおい
ノルマル酪酸	0.002	汗くさいにおい
ノルマル吉草酸	0.0009	むれたくつ下のにおい
イソ吉草酸	0.001	むれたくつ下のにおい
プロピオンアルデヒド	0.05	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい
イソブチルアルデヒド	0.02	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい
ノルマルパレルアルデヒド	0.009	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい
イソパレルアルデヒド	0.003	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい
イソブタノール	0.9	刺激的な発酵したにおい
酢酸エチル	3	刺激的なシンナーのようなにおい
メチルイソブチルケトン	1	刺激的なシンナーのようなにおい
トルエン	10	ガソリンのようなにおい
キシレン	1	ガソリンのようなにおい